平成 22 年 12 月 13 日 こども青少年・教育委員会資料 こ ど も 青 少 年 局

横浜こども科学館指定管理者の指定について

1	横浜こども科学館の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1
2	利用者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 2
3	財団法人横浜市青少年育成協会の設立経緯・・・・・・・・・・・ 資料 3
4	横浜こども科学館指定管理者協定書・・・・・・・・・・・・・・ 資料 4
5	指定候補者の会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 5
6	横浜市青少年施設等指定管理者選定委員会会議録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	評価項目について
	(1) 横浜こども科学館 審査の考え方・・・・・・・・・・・・・ 資料 7-1
	(2) 評価項目の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 7-2

横浜こども科学館の経緯

(1)建設の趣旨

1980年代(昭和55年~平成元年)は、世界は電子工学・宇宙工学の時代に突入し、日常生活においても、エレクトロニクスやコンピュータを利用した家庭製品等も多く利用され、科学技術が大きく進歩していた時代です。

当時、本市の人口は既に280万人を超えていましたが、科学・芸術による創造性豊かな青少年の育成を目的とした施設は、神奈川県立青少年センターのみでした。

こうした中、本市では、「よこはま21世紀プラン」(昭和56年12月策定)において、未来の科学技術を創造していく青少年を育成するための施設として、横浜こども科学館を建設しました。

参考:施設概要

名称 横浜こども科学館(愛称:はまぎん こども宇宙科学館)

所在地 磯子区洋光台5-2-1

延床面積 6,484.26 m² 開館年月日 昭和59年5月5日

施設内容 地下2階:宇宙工房

地下1階:休憩室、機械室、中央監視室 1階:宇宙劇場(プラネタリウム)、特別展示室

2階:宇宙研究室、会議室、事務室

3階:宇宙トレーニング室

4階:宇宙発見室 5階:宇宙船長室

(2) 横浜こども科学館の運営主体

建設当時、科学館の管理運営については、一般の市民利用施設と異なり、時代に即 した展示機器や展示物等の新設、更新が必要であり、関係機関、民間団体、市民の協力 や支援による柔軟な運営が求められるため、公設民営方式が望ましいとされました。

そのため、昭和58年に財団法人横浜市青少年科学普及協会を設立し、横浜こども科学館の管理運営を委託してきました。

参考:(財)横浜市青少年科学普及協会の概要

所在地 磯子区洋光台5-2-1

設立年月日 昭和58年3月29日(神奈川県教育委員会許可)

基本財産 10,000千円(横浜市出資率100%)

代表者 理事長 市民局長

館 長 牧野 昇 (元三菱総合研究所会長) 開館~平成16年3月

その後、(財) 横浜市青少年科学普及協会は、社団法人横浜ボランティア協会との統合により、財団法人横浜市青少年育成協会となり、18年度には、指定管理者制度が導入され、第1期指定管理者として管理運営を行っています。

利用者数の推移

(単位:人)

	昭和 59 年度 🤅	> 平成6年度	> 平成 11 年度 <	> 平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成20年度	平成 21 年度
入館者数	310,466	263,011	$\stackrel{>}{>} 252,138 \stackrel{>}{>}$	296,518	284,104	284,997	291,703	293,911	264,826
(1日平均)	1,163	933 3	894	907	869	869	858	880	793
入場者数	210,170	198,101	$\stackrel{>}{>} 124,679 \stackrel{>}{>}$	3 141,013	138,779	129,793	165,139	173,188	141,973
(1日平均)	787 3	702	442	3 431	424	517	486	519	425
開館日数	267 日 🗧	→ 282 目 🤄	→ 282 日 🤄	⇒ 327 目	327 日	328 目	340 日	334 日	334 日

→指定管理者制度導入

※入場者数:宇宙劇場(プラネタリウム)利用者数

(平成 18 年度はリニューアルのため投影日数は 251 日)

参考:これまでの経過

	·
昭和59年	開館 入館者10万人
昭和60年	入館者50万人
昭和61年	展示更新(地下2階)
昭和62年	地下1階休憩室増設
昭和63年	展示更新(1・3・4階)、入館者100万人
平成 元年	展示更新 (5階)
平成 2年	展示更新(地下2階)
平成 4年	入館者200万人
平成 7年	リニューアルオープン、入館者300万人
平成11年	入館者400万人
平成13年	プラネタリウム更新
平成15年	入館者500万人
平成18年	入館者600万人
平成19年	宇宙劇場リニューアルオープン
平成20年	ネーミングライツ導入
平成22年	入館者700万人

財団法人横浜市青少年育成協会の設立経緯

「新時代行政プラン・アクションプラン」(平成15年10月策定)において、(社)横浜ボランティア協会と、(財)横浜市青少年科学普及協会は、「統合し活性化を図るべき団体」と位置付けられ、両団体を解散・統合し、両団体の設立趣旨・事業を継承するとともに、横浜市の青少年育成の総合推進を図ることを目的として(財)横浜市青少年育成協会を設立。

昭和 49 年 10 月 19 日 (社) 横浜ボランティア協会設立

(基本財産: 3,900 千円 うち市出資額 3,000 千円

出資割合 76.9%)

昭和58年3月29日 (財)横浜市青少年科学普及協会設立

(基本財産: 10,000 千円 うち市出資額 10,000 千

円 出資割合 100.0%)

平成17年2月1日 (財)横浜市青少年育成協会設立

(公募によって愛称を「よこはまユース」に決定)

平成17年3月31日 (社)横浜ボランティア協会及び(財)横浜市青少年

科学普及協会の解散

参考: 財団法人横浜市青少年育成協会概要

所在地 中区住吉町4-42-1

設立年月日 平成17年2月1日(神奈川県知事許可)

基本財産 303,900千円

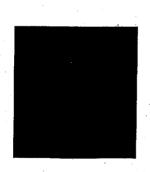
(うち横浜市出資額 290.000 千円、出資割合 95.4%)

代表者 理事長 川本 守彦 (川本工業㈱代表取締役社長)



横浜こども科学館 指定管理者協定書

平成 18 年 3 月 31 日



横浜市市民局青少年課

<基本協定書>

目 次

7		則
	第1条	(本協定の目的)1
	第2条	(指定管理者の指定の意義) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第4条	(信義誠実の原則) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	第5条	(用語の定義) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第6条	(管理物件) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	第7条	(指定期間)2
	第8条	(法令の遵守) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
á	第2章本	業務の範囲と実施条件
	第9条	(本業務の範囲)2
	第10条	(甲が行う業務の範囲)3
		(人員配置) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第12条	(許認可及び届出等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	第13条	(地域組織)3
		(近隣対策) · · · · · · · · 3
	第15条	(業務範囲及び業務実施条件の変更)・・・・・・・・・・・3
Ĭ	3章本	業務の実施
		(本業務の実施) ·······
		(業務実施条件) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
,		(開業準備)4
		(第三者による実施) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
		(利用の制限) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(主催事業による利用の制限) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	第22条	(利用者への対応、助言等) ・・・・・・・・・・・・5
		(休館日と開館時間等)・・・・・・・・5
	第24条	(管理施設の改修等)・・・・・・・・・・・5
	第 25 条	(緊急時の対応)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第26条	(防災等) ************************************
	第27条	(情報管理) ······6
Ŧ		品等の扱い
-,	第 28 条	(甲が貸与する備品等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	第 29 条	(乙が指定管理料で購入する備品等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(乙に帰属する備品等)6
	第31条	(著作権) ************************************

第5	章	7	类形	8実施に係る甲の確認事項
笋	等 3 :	2 🖠	柒	(事業計画書)7
笋	₹ 3:	3 ≸	文 卡	(事業報告書)7
笋	₹3.	4 🗐	秦	(収支予算書) ······8
复	等3	5 🕏	茶	(収支決算書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
質	三 30	6 4	*	(業務実施状況の確認と改善勧告)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
盔	<u>ነ</u> ጊ	7 2	ጁ	(評価委員会の設置) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
貧	第3	8 🕏	条	(評価委員会への出席) ······8
第6	章	į į	業務	8実施に係る乙の実施事項
角	ぎ 3:	9 ∮	条	(自己評価) ·······-9
貿	等 4	0 ∮	柒	(連絡調整会議の設置) ・・・・・・・・・9
复	育4	1 3	斧	(連絡調整会議の内容) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
Š	年4	2 🖇	条	(連絡会の設置) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第7	7 章	î ‡	岩定	官管理料及び利用料金
ğ	再 4	3 ∮	柒	E 官理科及O利用科金 (指定管理料) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	育 4	4 🖇	条	(指定管理料の変更) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
5	肖 4	5 ∮	条	(利用料金) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
É	善 4	6 €	条	(利用料金の変更) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
É	育 4	7 🖠	条	(利用料金の不返還) ・・・・・・・・・・10
45	育4	8	条	(利用料金の減免) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
5	育 4	9 ქ	条	(指定管理者の収入) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
É	育 5	0 \$	条	(管理口座) ····································
第	3 章	Ī	資津	ទ賠償及び不可抗力
. 5	育 5	1 3	条	(責任分担) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5	萬 5	2 , §	条	(損害賠償等)11
4	存 5	3 ક	条	(第三者への賠償) ・・・・・・・・・・・11
Ŝ	存 5	4 4	条	(保険の加入) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
Ź	育 5	5 ई	条	(天災等発生時の対応)・・・・・・・・・12
5	存 5	6 ई	条	(不可抗力によって発生した費用等の負担) ・・・・・・・・12
Ŝ	育 5	7 🖠	条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)・・・・・・・・・・12
第	9 章	f :	指方	E期間の終了 (業務の引継ぎ等) ····································
Ì	将 5	8	条	(業務の引継ぎ等)・・・・・・・・13
Š	育 5	9 ۽	条	(原状回復義務)
第	10	章	指	定期間満了以前の指定の取り消し (甲による指定の取り消し) ····································
á	近ら	io a	<u> </u>	(田による指定の取り消し)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第61条	(乙による指定の取り消しの申出)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	
第 62 条	(不可抗力による指定の取り消し)・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	
第 63 条	(指定の取り消し時の取扱い) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
育11章 3	その他	
第64条	(情報公開の義務) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第65条	(権利・義務の譲渡の禁止)・・・・・・・・・・14	
第66条	(本業務の範囲外の業務) ・・・・・・・・・・・・14	
第67条	(公租公課)15	
第 68 条	(請求、通知等の様式その他)・・・・・・・・・・・・・・15	
	(所在地等の変更の届出) ・・・・・・・・・・・15	
	(協定の変更) ・・・・・・・・・・・15	
第71条	(解釈) ······15	
第72条	(疑義についての協議)15	
第73条	(疑義についての協議) ····································	
第74条	(管轄裁判所) ************************************	
別紙 1	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	,
別紙2	管理物件・・・・・・・・・・・18	}

・ 横浜こども科学館の管理に関する基本協定書

横浜市(以下「甲」という。)と財団法人横浜市青少年育成協会(以下「乙」という。) とは、横浜こども科学館(以下「本施設」という。)の管理運営に関して必要な事項を定め るため、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総 則

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本施設の管理運営を適正かつ円滑に実施する ために必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、本施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現に向け、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、横浜市における青少年への科学知識の普及啓発事業を通して、青少年の創造性を育み、青少年育成の推進を図る拠点施設である本施設の効果及び効率を向上させ、もって横浜市青少年プランの推進を通じ、青少年育成を図ることにあることを確認する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び指定管理者が行う業務(以下「本業務」という。)の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本業務が公益的使命を果たすとともに、自主的・自立的に経営改善に取り組む特定協約団体によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行 しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

- 第6条 本業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

- 第7条 乙の本業務遂行期間(以下「指定期間」という。)は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法令の遵守)

第8条 乙は、本協定に従い、法令、横浜こども科学館条例(昭和 58 年 12 月条例第 54 号、以下「条例」という。)、横浜こども科学館条例施行規則(以下「規則」という。)及び横浜こども科学館処務要綱(以下「要綱」という。)を遵守し、本業務を遂行しなければならない。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

- 第9条 条例第4条第1項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 管理施設等の利用の許可等に関すること
 - (2) 管理施設等の利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 事業実施に関する業務 (業務基準3ページ)
 - ア 科学原理を応用した展示物や遊具などを配置した常設展示の運営
 - イ 青少年が科学の不思議や面白さなどに接することのできるような企画展の実施
 - ウ 利用対象者にあわせたプラネタリウムの番組制作と投影
 - エ 科学に関した体験講座や教室などの開催
 - オ 科学に関する書籍・雑誌、ビデオ・レーザーディスク等を幅広く揃えた図書館機能の設置
 - (4) 施設運営に関する業務
 - (5) 施設管理に関する業務
 - ア 保守管理業務
 - イ 環境衛生管理業務
 - ウ その他の管理業務
 - (6) その他業務
 - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
 - イ 事業報告書及び収支決算書の作成
 - ウ 市等関係機関との連絡調整
 - エ 自己評価の実施
 - オ 指定期間終了にあたっての引継業務

カ その他日常業務の調整

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

- 第10条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。
 - (1) 管理施設の目的外使用許可
 - (2) 管理施設の修繕業務 (詳細については第24条を参照のこと)

(人員配置)

- 第11条 乙は、第9条に定める業務を遂行するにあたり、各業務につき責任者及び必要な 人員を第16条第1項に規定する提案書に基づき配置するものとする。
- 2 乙は、前項で規定する人員について速やかに甲に届出をし、承認を受けなければならない。
- 3 乙は、前項で承認を受けた人員配置について、特段の事情がない限り変更することができない。変更する場合には、前項と同様の手続きを要するものとする。

(許認可及び届出等)

- 第12条 乙は、本業務を遂行するために必要な許認可を、乙の責任及び費用において取得する。
- 2 乙が甲に対して、前項に定める許認可の取得及び届出等に関する協力を求めた場合、 甲は、乙による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力しなけ ればならない。

(地域組織)

第13条 乙は、本施設所在地域の関係者と良好な関係を維持するため、必要に応じて、商 店街等地域組織から会議等への出席を求められた場合、出席しなければならない。

(近隣対策)

第14条 乙は、自己の責任及び費用において、本業務を遂行するにあたり、合理的に要求 される範囲で騒音等に関する近隣対策を実施するものとする。なお、近隣対策の実施に あたっては、乙は甲に対し事前及び事後にその内容及び結果を速やかに報告するものと し、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

- 第15条 甲又は乙は、第9条に定める本業務の範囲のほか、本協定で定める内容について、 特段の事情により変更等をしなければならない場合、変更を求めることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の申し出があった場合は、誠実に協議し、合意の上、定めることとする。
- 3 業務内容の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において

決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

- 第16条 乙は本協定並びに関係法令等のほか、次の各規程に従って、本業務を実施するものとする。
 - (1) 横浜市青少年交流センター、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター、横浜こども科学館(以下「青少年施設等」という。)指定管理者 提案・審査 要項及び業務の基準(平成17年7月)(以下「提案・審査要項等」という。)
 - (2) 横浜市青少年施設等指定管理者提案・審査に関する質疑及び回答(平成 17 年 7 月 29 日)(以下「提案・審査に関する質疑回答」という。)
 - (3) 横浜市青少年施設等指定管理者提案書(平成17年8月)(以下「提案書」という)
 - (4) 横浜市青少年施設等指定管理者提案書に対する質問及び回答(平成 17 年 9 月)(以下「提案書に対する質問回答」という。)
- 2 前項に掲げる各規程の間に解釈上の矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、提案・審査 に関する質疑回答、提案・審査要項等、提案書に対する質問回答、提案書の順にその解 釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、 提案書に示された水準によるものとする。
- 4 それぞれの記載内容の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、協議の上、記載内容に関する事項を決定するものとする。

(業務実施条件)

第17条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示す とおりである。

(開業準備)

- 第18条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の一部の利用を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出 に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第19条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、 又は請け負わせてはならない。
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行

うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(利用の制限)

- 第20条 乙は、利用者が次のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずる ことができるものとする。
 - (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき
 - (2) その他管理上支障があるとき

(主催事業による利用の制限)

第21条 甲及び乙が主催又は関係団体との共催による事業等を行うために管理施設を利用できる日数については、甲乙間で協議し決定するものとする。

(利用者への指導、助言等)

第 22 条 乙は、利用者が管理施設を適切に利用できるよう、利用に際して、適切な指導、 助言等を行うものとする。

(休館日と開館時間等)

- 第 23 条 乙は、休館日の設定及び開館時間の延長(臨時的な延長を除く。)を行うにあたっては、甲に対して申請を行い、甲の承認を受けた後、決定するものとする。
- 2 乙は甲の事前の了承を得た場合を除き、承認された休館日、開館時間等を変更することはできないものとする。

(管理施設の改修等)

- 第24条 管理施設の修繕、改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において 実施するものとする。
- 2 管理施設の改修については、1件につき 60 万円 (消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき 60 万円 (消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては甲が支払う経費に含まれるものであり、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

- 第 25 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、 乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨 を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 大規模な災害等が発生し、行政機関において災害対策本部等が設置された場合は、その指示に従うとともに、横浜市防災計画に基づき、行政機関と協力し、災害対策に協力 しなければならない。

4 乙は、緊急時の連絡網を作成し、甲に提出しなければならない。

(防災等)

- 第26条 乙は、防火管理者を選任し、所轄の消防署に届出をした上で、防災計画書を作成 し、本業務を遂行する。
- 2 乙は、自衛組織を結成し、防火、防災に努めるものとする。

(情報管理)

- 第27条 乙及び本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)及び横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 12 年 2 月条例第 2 号)の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲が貸与する備品等)

第28条 甲が乙に無償で貸与する備品等は、別紙2に記載する。

- 2 乙は、指定期間中、前項に該当する備品等を、常に良好な状態に保つものとする。
- 3 第1項に該当する備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は 調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により、第1項に該当する備品等を毀損滅失したときは、甲との 協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び 価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙が指定管理料で購入する備品等)

- 第 29 条 乙が、第 43 条に定める指定管理料により購入する備品等は、あらかじめ用意する物品管理簿に記載するものとする。
- 2 乙は、指定期間中、前項に該当する備品等を本業務遂行のためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 乙は、指定期間の終了により本業務が終了したときは、第1項に該当する備品等の一切を甲に返還するものとする。

(乙に帰属する備品等)

第30条 乙は、本業務の実施にあたり、所有する備品等を持ち込み、又は第43条に定め

- る指定管理料に含まれない経費で備品等を購入した場合は、あらかじめ用意する持込備品 管理簿に登載するものとする。
- 2 乙は、指定期間の終了により本業務が終了したときは、前項の規定に該当する備品等 を直ちに自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において 両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する指定管理者に対して、これを引き継ぐこ とができるものとする。

(著作権)

- 第31条 乙が指定管理者として作成した印刷物及びホームページの使用及び改変等に関する権利は、甲に帰属するものとする。ただし、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 乙が本協定の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、 この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著 作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とす るものとする。
- 3 前2項の規定において、乙が甲に無償で譲渡する著作権の範囲は、科学館の施設の紹介、催し物の案内等、施設の管理運営に直接関わる情報を掲載した著作物に限るものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

- 第32条 乙は、第9条第1項に定める業務のうち第3号アからオまでの業務について、次年度の事業計画書を甲と協議の上作成し、毎年度甲が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、前項の規定により承認された事業計画書を 変更できないものとする。

(事業報告書)

- 第33条 乙は、第9条第1項に定める業務のうち第3号アからオまでの業務について、毎年度甲が指定する期日までに事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 乙は、甲が第60条、第61条及び第62条に基づいて年度途中において乙に対する指定 管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の 当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

4 乙は、指定期間中、前項に定める事業報告書の写しを保管するものとする。

(収支予算書)

第34条 乙は、次年度の収支予算書を甲と協議の上作成し、毎年度甲が指定する期日まで に提出しなければならない。

(収支決算書)

- 第35条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに収支決算書を提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 乙は、甲が第60条、第61条及び第62条に基づいて年度途中において乙に対する指定 管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の 当該日までの間の収支決算書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、収支決算書の内容又はそれに関連する事項について、こに対して報告又は説明を求めることができるものとする。
- 4 乙は、本業務を終了するまで前項に定める収支決算書の写しを保管するものとする。

(事業実施状況の確認と改善勧告)

- 第36条 甲は、指定期間中、事業報告書や収支決算書の確認のほか、乙の事業実施状況を 確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙 に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求め ることができる。
- 2 前項の規定は、次条の規定に基づき設置する科学館評価委員会での評価等も対象とする。
- 3 乙は、甲から第1項に基づく申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて その申出に応じなければならない。
- 4 第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して口頭又は書面により業務の改善を勧告するものとする。
- 5 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(評価委員会の設置)

第37条 甲は、管理施設の文化事業、施設の運営に関して評価、検証等を行うことを目的 として、市民や有識者等で構成する「科学館評価委員会(以下「評価委員会」という。)」 を設置することができる。

(評価委員会への出席)

- 第38条 乙は、甲が主催する評価委員会への出席を求められた場合、出席しなければならない。
- 2 乙は、甲から資料の提出等を求められた場合には、これに応ずるものとする。

第6章 業務実施に係る乙の実施事項

(自己評価)

- 第39条 乙は、本業務の遂行について、市民及び利用者等(以下「利用者等」という。) に対する調査に基づき、年1回以上、自己評価を行わなければならない。
- 2 甲は、乙が行う利用者等に対する調査に立ち会うことができるものとする。
- 3 乙は、第1項に基づく自己評価を行った場合、その結果を甲に報告しなければならない。

(連絡調整会議の設置)

第 10 条 乙は、本業務の実施に関し甲と連絡調整を行うことを目的として、甲及び乙で構成する「科学館連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)」を開催するものとする。

(連絡調整会議の内容)

- 第41条 乙は、連絡調整会議において各月の報告を行う。また、甲及び乙が必要と認める 事項を協議し、決定することができる。
- 2 連絡調整会議は、月1回程度開催するものとする。
- 3 乙は、甲と乙の間の連絡調整を要する事項が発生した場合、必要に応じ、随時連絡調 整会議を開催することができる。

(連絡会の設置)

- 第42条 乙は、管理施設の運営に関して必要な連絡調整を行うことを目的として、管理施設内の関係者で構成する連絡会を開催するものとする。
- 2 連絡会は、年2回程度開催するものとする。
- 3 乙は、連絡調整を要する事項が発生した場合、必要に応じ、随時連絡会を開催することができる。

第7章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

- 第43条 甲は、本業務を遂行する対価として、乙に対して指定管理料を支払う。指定管理料の内訳は、以下のものとする。
 - (1) 人件費(退職給与引当金含む)
 - (2) 事務費
 - (3) 管理費 (修繕費、光熱水費、保守管理費、展示室及び宇宙劇場に関する経費等)
 - (4) 事業費
- 2 甲が乙に支払う指定管理料は、毎年度、提案書をもとに予算の範囲内で乙と協議し、 詳細を別途「年度協定」に定めるものとする

(指定管理料の変更)

- 第44条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意され た指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理 料の変更を申し出ることができるものとする。
- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金)

- 第 45 条 乙は、条例第 6 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、利用に係る料金(以下、「利用料金」という。) を乙の収入として収受することができる。
- 2 利用料金の額は、条例第6条第3項の規定により、条例<u>別表</u>に定める額の範囲内において、乙が甲の承認を得て定める。
- 3 乙は、甲の承認を得た利用料金の額を速やかに告知するものとする。

(利用料金の変更)

- 第46条 乙は、利用料金の額を変更しようとする時は、事前に甲の承認を得なければならない。
- 2 乙は、前項に定める甲の承認を得られた場合、利用者等に速やかに告知しなければならない。

(利用料金の不返還)

第47条 乙は、既納の利用料金を返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は 規則で定める場合は、乙は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第48条 乙は、条例第7条の規定に基づき、減免後の利用料金を、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。

ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(指定管理者の収入)

- 第49条 乙の収入は、利用料金収入、事業収入、協賛金、その他目的外使用に伴う収入等 及び第43条に定める指定管理料とする。
- 2 利用料金収入は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとする。
- 3 乙が、指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、次に指定される指定管理 者に円滑に引き継ぎを行うものとする。

(管理口座)

第50条 乙は、前条第1項に定める収入について、科学館専用の口座を開設し、これを管

理するものとする。

2 乙は、前条第3項に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入については、前項で規定する口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

第8章 損害賠償及び不可抗力

(責任分担)

第51条 甲と乙の責任分担は、下表のとおりとする。

	XIII/		
	リスク等の種類	甲	乙
全業務共通	天災等の不測の事態	0	0
	法令の変更	0	
	税制度の変更	0	0
施設の管理	建築物の瑕疵	0	
	建築設備(舞台設備を含む)の瑕疵	0	
	甲の實に負うもの	0	
	乙の責に負うもの		0
	利用者の實に負うもの	甲乙間の制	協議による
	小破修繕(60万円未満)		, 0
	その他の修繕	0	
その他上記り	こ含まれない事項	甲乙間の抗	協議による

2 甲と乙の責任分担のうち、利用者の責に負う損傷について、責めを負う利用者が特定 できる場合、乙は、その利用者と損害回復等について交渉にあたるものとする、利用者 が特定できない場合、又は利用者が損害の回復等に応じない場合は、甲乙間で協議の上 対応を決定する。

(損害賠償等)

第52条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

- 第53条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙 はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又 は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した

場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を甲の支払のときから年3.6パーセントの割合による利息を付して求償することができるものとする。

(保険の加入)

- 第54条 乙は、指定期間中、施設賠償責任保険に加入しなければならない。保険の範囲は 仕様書にて定める。
- 2 前項で規定する以外の保険の加入については任意とする。
- 3 乙は、第1項及び第2項に定める保険契約書及び保険証書の写しを、当該保険契約の 締結後、速やかに甲に提出するものとする。

(天災等発生時の対応)

第55条 暴風、豪雨、洪水、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)が発生した場合、乙は、天災等の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、天災等により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第56条 天災等であって甲乙双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、 不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

- 第57条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。
- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙と協議の上、乙が 当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することが できるものとする。

第9章 指定期間の終了

(業務の引継ぎ等)

第58条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する指定管理者に対し、円滑かつ支 障なく本業務を遂行できるよう、次の指定期間の開始までに引継ぎ等を行わなければな らない。

(原状回復義務)

- 第59条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、 甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、管理物件の原状回復は行わず に、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

第10章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

- 第60条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消す ことができるものとする。
 - (1) 業務に際し不正行為があったとき
 - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (4) 自らの責めに期すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき
 - (5) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする場合には、事前にその旨を乙に 通知した上で、次の事項について乙と協議をしなければならない。
 - (1) 指定取り消しの理由
 - (2) 指定取り消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により、指定期間の中途において指定の取り消しをしたときは、第43条に定める指定管理料のうち、指定の取り消しの日から当該四半期末日までの期間にかかる金額を日数による按分で算出し、返還金として精算するものとする。また、指定の取り消しの日から指定期間満了の日までの期間にかかる契約及び実施事業は、指定の取り消しの際に、速やかに甲に引き渡さなければならない。
- 4 第1項の規定により、甲が乙の指定を取り消したときは、乙は、次に指定される指定 管理者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう必要な引継ぎをするものとする。ま た、乙は、甲と乙の協議の上、管理物件を原状に回復しなければならない。
- 5 第1項の規定により、甲が乙の指定を取り消した場合において、乙が甲に損害を及ぼ したときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 6 第1項の規定により、甲が乙の指定を取り消した場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申し出)

- 第61条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。
 - (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
 - (4) その他、乙が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

- 第62条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、 相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定の取り消し時の取扱い)

第63条 第29条3項、第30条2項、第58条及び第59条の規定は、第60条、第61条及び第62条の規定により指定を取り消した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第11章 その他

(情報公開の義務)

第64条 乙は、本業務に関し、横浜市情報公開条例に準じ、情報公開に応じなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第65条 乙は、本協定上の権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。ただし、甲の事前の承認がある場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

- 第 66 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、 自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾 を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(公租公課)

第67条 本協定に基づく一切の業務に関連して生じる公租公課は、特段の規定がある場合 を除き、すべて乙の負担とする。

(請求、通知等の様式その他)

- 第68条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 甲及び乙は、手続きの窓口となるあて先を、各々相手方に別途通知するものとする。
- 3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を 除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(所在地等の変更の届出)

第69条 乙は、その所在地、代表者、代表者印等に変更があったときは、速やかにそれを 証する文書を添付して書面により甲に届け出るものとする。

(協定の変更)

第70条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第71条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若 しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部 について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第72条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。また、乙は、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、その都度甲に確認するものとする。

(準拠法)

第73条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

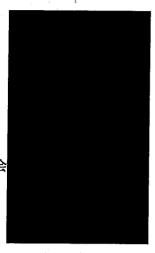
第74条 本協定に関する紛争は横浜地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とするものとし、 甲、乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。 本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成 18年3月31日

甲

所在地 横浜市中区港町1-1 名 称 横浜市 代表者 横浜市契約事務受任者 市民局長 田中 克子

乙 所在地 横浜市中区住吉町4-42-1 名 称 財団法人 横浜市青少年育成協会 代表者 理事長 野並 直文



別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、青少年施設等指定管理者提案・審査要項及び業務の基準に示された本業務に係る仕様書並びに横浜こども科学館指定管理者が扱う業務に関する仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、本協定、提案・審査要項等及び提案書に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「提案書」とは、本施設の指定管理者の選定にあたり、乙が提出した業務提案書のことをいう。
- (6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、 人災(戦争、テロ、暴動等)、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのでき ない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (9) 「提案・審査要項」とは、青少年施設等指定管理者提案・審査要項のことをいう。
- (10)「提案・審査要項等」とは、提案・審査要項本体、業務の基準、提案・審査要項添付 資料(仕様書を含む。)、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (11)「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設(※詳細については、財産台帳を参照のこと。)

ア 名 称 横浜こども科学館

イ 所 在 地 横浜市磯子区洋光台5-2-1

ウ 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造地上5階、地下2階建

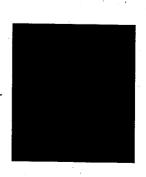
工 面 積 専有延床面積 6,484.26 m²

(2) 管理物品

ア 甲が乙に無償で貸与する備品等(※ 詳細については、備品台帳を参照。)

種類	数量	備考	
顕微鏡	1	マイクロスコープ 2Fスペ	ースラボ
投影機	2	プラネ投影機、	
		グラフィックス・プロジェクター 宇	宙劇場
投影機	8	ズームスライド	
		ズームスライド・プロジェクター 宇	宙劇場
望遠鏡	1	屋	上
コンピュータ	2	展	示室
コンピュータ	1	事	務室
コンピュータ周辺機器	1		文
普通自動車	1	管	理運営用
絵画	1	6枚セット 会議室	• 事務室
展示物ペンタキス	1	展	示室

イ 乙が指定管理料で購入する備品等 物品管理簿を参照



指定候補者の会社概要

社名	株式会社コングレ (Congress Corporation)	株式会社 NTT ファシリティーズ (NTT FACILITIES, INC.)
本社所在地	(本店)大阪市中央区淡路町 3-6-13 コング レビ ルディング (東京本社)東京都千代田区麹町 5-1 弘済会館ビル	(本社)東京都港区芝浦 3-4-1 グランパークタワー (神奈川支店)横浜市西区みなとみらい 4-7-3 横浜メディアタワー
設立年月	平成 2 年 6 月	平成3年10月
資本金	9, 900 万円	124 億円(授権資本金 400 億円)
代表者	取締役社長 隈﨑 守臣	代表取締役社長 沖田 章喜
社員数	250 名 (契約社員 約 1, 100 名)	5, 500 名 (NTT ファシリティーズ・地域会社 7 社合計)
売上高	91 億円(平成 20 年度)	2, 406 億円(平成 20 年度)
主な事業	・コンベンション業務・通訳業務・翻訳業務・人材サービス・教育事業・文化施設運営	・太陽光発電システム ・建物やオフィスの建築設計・診断・改修 ・BCP(事業継続計画)、災害対策 ・データセンター・サーバルームの構築、各種対策 ・建物や各種施設・不動産の維持・管理及び監視 ・電力管理、電力供給 等
主な施設管理の実績	 【指定管理】 ・新潟県立自然科学館 ・名古屋国際会議場 ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター) ・サンピアン川崎(川崎市立労働会館) 他 【管理・運営受託施設】 ・日本科学未来館 ・六本木ヒルズ(森ビル) ・新江ノ島水族館 ・大阪歴史博物館 ・九州国立博物館 他多数 	【指定管理】 ・いわて県民情報交流センター ・佐世保情報産業プラザ ・半田空の科学館・半田市体育館 ・相模原麻溝公園競技場 ・山梨県県民文化ホール ・マリンスパ熱海 他多数 【PFI事業(施設維持管理、設計業務含む)】 ・新仙台市天文台 ・東京大学(地震)総合研究棟 ・稲城市立中央図書館 他

	第 1 回 横浜市青少年施設等指定管理者選定委員会会議録
日 時	平成 22 年5月 11 日(火) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 05 分まで
開催場所	市庁舎 8 階 8B 会議室
出席者	石井委員、犬塚委員、上坂委員、栗原委員、小松委員(五十音順)(5人)
山馬伯	事務局(5人)
欠席者	なし(0人)
B	(1)委員長選出
	(2)委員会の公開について
	(3)選定スケジュールについて
	(4)横浜市野島青少年研修センター(公募要項、業務の基準、審査の基準)
議題	(5)横浜こども科学館(公募要項、業務の基準、審査の基準)
	(6)横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)
	(公募要項、業務の基準、審査の基準)
	(7)横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)
	(公募要項、業務の基準、審査の基準)
開催形態	一部公開(傍聴者6名)
	1 議題(1)について
	犬塚委員を委員長に選任した。
	2 議題(2)について
	今回の委員会は、非公開で行うことに決定した。
	3 議題(3)について
	今後の委員会と業務進行スケジュールの確認を行った。
	4 議題(4)について
	横浜市野島青少年研修センターの公募要項・業務の基準・審査の基準の確認を
決定事項	行った。
	5 議題(5)について
	横浜こども科学館の公募要項・業務の基準・審査の基準の確認を行った。
	6 議題(6)について
	横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)の公募
	要項・業務の基準・審査の基準の確認を行った。
	7 議題(7)について
	横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)の公募要項・業務の基準・
	審査の基準の確認を行った。

◆挨拶

こども青少年局青少年部長 川名 一行

◆趣旨説明

(事務局)「指定管理者制度」説明 定足数の確認

◆議事

(1)委員長の選出

犬塚委員が委員長に選出された。

(2)委員会の公開について

非公開とした。

(3)選定スケジュールについて

事務局から選定スケジュールについて説明を行う。

(4)横浜市野島青少年研修センター(公募要項、業務の基準、審査の基準)

事務局から「横浜市青少年施設等の指定管理者の選定に関する要綱」、「横浜市青少年施設等指定管理者選定委員会運営要綱」、「かがやけ横浜こどもプラン(横浜市次世代育成支援行動計画) 概要版」、「各施設条例」について説明を行う。

事務局から、

「横浜市野島青少年研修センター第2期指定管理者 公募要項(案)」 「横浜市野島青少年研修センター第2期指定管理者 業務の基準(案)」 「横浜市野島青少年研修センター第2期指定管理者 審査の基準(案)」 について説明を行う。

<主な質問と意見>

- ・応募団体が提出するデータやプレゼンテーションで使用するデータについて、使用可能な 0S やソフトのバージョンを指定した方がよいのではないか。
 - →公募要項に記載します。
- ・第1期の指定管理者が継続して第2期も希望した場合の特別な待遇はないのか。 →ありません。
- ・SPCに関して、応募時に設立していない場合、その実現性を証明する資料とはどの程度 のものを指すのか。
 - →確認してお知らせします。
- ・事故対応・事故対応マニュアルや、災害等緊急時のマニュアル作成はいつまでに行うのか。 →指定管理期間開始前までに作成していただきます。
- ・評価基準に関して、評価点や比重も公表するのか。

- →はい。
- ・特記による加点・減点の考え方について
 - →これまでの施設管理の実績を考慮して加点・減点を行います。
- ・最低基準については、60点未満または、5段階評価で1がつく場合は採択しないことを 基準とし、次回委員会開催時に最終確認を行う。
- ・苦情要望処理報告書の提出期限は定めているのか。
 - →毎月行う連絡会で、前月の報告をいただいています。

(5)横浜こども科学館(公募要項、業務の基準、審査の基準)

事務局から、

「横浜こども科学館第2期指定管理者 公募要項(案)」

「横浜こども科学館第2期指定管理者 業務の基準(案)」

「横浜こども科学館第2期指定管理者 審査の基準(案)」

について説明を行う。

<主な質問と意見>

- ・ESCO事業について補足説明が必要ではないか。
 - →業務の基準に補足説明を追加します。
- ・プラネタリウム運営の専門スタッフは指定管理者が雇用するのか。
 - →はい。
- ・サイエンスキャンプやサイエンスクラブは、今後も継続しなければならないものなのか。
 - →現状の取組を示していますが、他の施設と連携や、地元のNPO、ボランティア団体と 連携して、様々な事業を展開していっていただきたいという主旨です。

(6)横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)

(公募要項、業務の基準、審査の基準)

事務局から、

「横浜市青少年野外活動センター(三ッ沢公園、くろがね、こども自然公園)第2期指定管理 者 公募要項(案)」

「横浜市青少年野外活動センター(三ッ沢公園、くろがね、こども自然公園)第2期指定管理 者 業務の基準(案)」

「横浜市青少年野外活動センター(三ッ沢公園、くろがね、こども自然公園)第2期指定管理者 審査の基準(案)」

について説明を行う。

<主な質問と意見>

- ・3 施設一体の提案ですが、応募書類の様式について、施設別に作成が必要な部分は施設毎の様式を指定した方がよいのではないか。
 - →応募書類を修正します。

(7)横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場) (公募要項、業務の基準、審査の基準)

事務局から、

「横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)第2期指定管理者 公募要項(案)」 「横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)第2期指定管理者 業務の基準(案)」 「横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)第2期指定管理者 審査の基準(案)」 について説明を行う。

<主な質問と意見>

- キャンプ場の扱いについて
- →今後の施設のあり方について検討を行うため、キャンプ場の公募は行いません。
- ・指定管理期間を2年とする理由について
 - →今後の施設のあり方を検討していくため、指定期間を2年とし、その間に結論を出して いきたいと考えています。

◆その他

- ・次回委員会日程の確認
- ・会議録は、事務局で(案)を作成し、委員の皆様に確認をしていただき確定したものをホ ームページで公開する。

	第2回。横浜市青少年施設等指定管理者選定委員会会議録
日時	平成 22 年8月 16 日(月) 午後 1 時 00 分から午後2時 15 分まで
開催場所	市庁舎 8 階 8B 会議室
出席者	犬塚委員長、石井委員、上坂委員、栗原委員、小松委員(5人)
山流石	事務局(3人)
欠席者	なし(0人)
	(1)委員会の公開・非公開について
	(2)第1次審査について
議題	(3)最低基準等について
一一一一一	(4)第2次審査の手順等について
,	(5)その他
開催形態	一部公開(議題(1)のみ傍聴者3名)
y	1 議題(1)について
	今回の委員会は、非公開で行うことに決定した。
	第3回選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングのみを公開で行うことに
	決定した。
	2 議題(2)について
	各施設応募団体の第1次審査の通過について決定した。
	3 議題(3)について
	その他特記による加点減点事項、採点表の確認を行った。
	最低基準は各施設とも総合点の選定委員間の平均点60点とした。
	最終順位の決定方法は、各施設とも総合点の選定委員間の平均点の高い順とし
	<i>t</i> =。
決定事項	同点者が出た場合は、同点者間の決選投票を実施し、票数が同数の場合には
	委員長の判断とすることに決定した。
	4 議題(4)について
	第2次審査は、青少年野外活動センター(三ッ沢公園・くろがね・こども自然公園)
	から始め、青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)、野島青少年研修センタ
	一、横浜こども科学館の順で、かつ、各施設の応募書類の受付順でプレゼンテー
	ションとヒアリングを行い、その後、応募書類等について総合的に判断して各委員
	が採点することに決定した。
	各施設とも総合点の選定委員間の平均点の第1位の応募団体を指定候補者、
	同第2位の応募団体を次点候補者とすることに決定した。
	5 議題(5)について 東窓早から、供送主事業部体会議の結果についておけたによ
	事務局から、横浜市事業評価会議の結果について報告を行った。

◆挨拶

こども青少年局青少年育成課長 岩元 隆道

◆事務局説明

定足数の確認を行った。

◆議事

(1)委員会の公開について

今回の委員会は、非公開で行うこととし、第3回選定委員会は、プレゼンテーション及びヒア リングのみを公開で行うことにした。

また、応募団体の社員(アルバイト等を含む)は傍聴できないこととし、テープレコーダー等の録音電子機器類、携帯電話等の通信機器類の使用を禁止することとした。

(2)第1次審査について

事務局から応募状況及び応募団体の財務状況診断等の報告について説明を行った。

横浜市野島青少年研修センターの応募3団体、横浜こども科学館の応募3団体、横浜市青少年 野外活動センター(三ツ沢公園・くろがね・こども自然公園)の応募2団体、横浜市青少年野外 活動センター(道志スポーツ広場)の応募1団体の第1次審査の通過について決定した。

<主な質問と意見>

・財務状況診断により「健全性に疑問がある」とされた団体については、第2次審査のヒアリングにおいて状況を確認することとし、第1次審査通過とした。

(3)最低基準等について

事務局から最低基準等について説明を行った。

<主な質問と意見>

- ・共同事業体の財務状況の判断について
 - → 第2次審査のヒアリングで個々の団体の役割等を確認していただいたうえで、総合的に判断していただきたい。

(4)第2次審査の手順について

事務局から第2次審査の手順について説明を行った。

<主な質問と意見>

- ・共同事業体については、各団体から一人ずつ出席していただきたい。
 - →各団体から必ず一人出席することとする。

(5)その他

事務局から横浜市事業評価会議について説明を行った。

<主な質問と意見>

- ・結果についてすべて取り入れるとまとまらないと考えるが、第2次審査では事業評価の結果 を反映させたほうがよいのか。
 - →条例改正等、今後検討が必要な部分も多くあるため、今後の方向性についての参考として いただきたい。

	第3回 横浜市青少年施設等指定管理者選定委員会会議録
日時	平成 22 年9月 14 日(火) 午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで
開催場所	関内中央ビル 10階会議室
	大塚委員長、石井委員、上坂委員、栗原委員、小松委員(5人)
出席者	事務局(5人)
欠席者	なし(0人)
	(1)応募団体のプレゼンテーション、ヒアリング及び審査採点について
議題	(2)指定候補者、次点候補者及び第3順位の候補者の選定について
	(3)その他
開催形態	プレゼンテーション、ヒアリングのみ公開(横浜こども科学館のみ傍聴者1名)
	1 議題(1)について
	応募団体のプレゼンテーション、ヒアリング及び審査採点を行った。
	・横浜市野島青少年研修センター 3団体
	・横浜こども科学館 3団体
	・横浜市青少年野外活動センター
	(三ツ沢公園・くろがね・こども自然公園) 2団体
,	・横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場) 1 団体
	2 議題(2)について
	各施設の指定候補者、次点候補者及び第3順位の候補者について決定した。
	・横浜市野島青少年研修センター
	指定候補者 財団法人横浜市青少年育成協会 87.0 点
	次点候補者 住友不動産建物サービス株式会社 84.8点
	第3順位の候補者 株式会社日本水泳振興会 74.2点
決定事項	・横浜こども科学館
	指定候補者 SFG・NTTファシリティーズ共同事業 87.4 点
	次点候補者 財団法人横浜市青少年育成協会 83.6点
	第3順位の候補者 横浜こども科学館活性化共同事業体 81.2点
	・横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園・くろがね・こども自然公園)
	指定候補者 財団法人横浜市体育協会 90.6 点
	次点候補者 住友不動産建物サービス・インテリアスケープ共同事業体
	77.4点
	供添士書小佐服は活動を入り (学士ラコ) いきほう
	・横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)
	指定候補者 財団法人横浜市体育協会 87.8 点
	3 議題(3)について
	事務局から、今後の指定管理者指定の手続きについて説明を行った。

◆挨拶

こども青少年局青少年部長 川名 一行

◆事務局説明

定足数の確認を行った。

◆議事

(1)応募団体のプレゼンテーション、ヒアリング及び審査採点について

応募団体のプレゼンテーション、ヒアリング及び審査採点を行った。

(2)指定候補者、次点候補者及び第3順位の候補者の選定について

各施設の指定候補者、次点候補者及び第3順位の候補者について決定した。

<講評>

・横浜市野島青少年研修センター

指定候補者については、現指定管理者であり、これまでの実績や安定した運営は評価できますが、新たな事業展開が読み取れなかったため、今後は、魅力ある新規事業を展開していただき、また、インターネットを活用した広報活動の充実に一層力を入れてほしい。

次点候補者については、企画力・アイデアとも優れていましたが、施設管理運営の目標の点で、指定候補者よりやや不足していた。

第3順位の候補者については、提案書では当該施設の地域性や特徴が生かしきれていないように感じた。

・横浜こども科学館

全体として僅差でしたが、コストの捉え方において差が生じたものと思う。

指定候補者については、プラネタリウムのメニュー等に新しい取組みが提案され、大変 魅力的であると感じた。また、コスト削減に努めるとともに、マーケティングにおける 利用率向上が図られている点について評価した。民間活力に期待する。

次点候補者については、これまでの実績は評価できますが、展示物の更新を行わないなどの点について、少々保守性が感じられた。理念は理解できるが、今後の事業展開において疑問を感じた。

第3順位の候補者については、魅力ある提案内容だったが、指定管理料が他団体と比較し、高水準であった点で差が生じた。

・横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園・くろがね・こども自然公園)

両応募団体とも、野外活動施設という性質を十分に理解し、突発的な事故への対応をはじめとする安全管理に関する提案内容は、高く評価できる内容だった。また、両応募団体とも、市民ニーズを踏まえたサービス向上に対する内容は、具体的に示されており、効果が期待できる内容となっていた。

次点候補者については、3施設連携プログラムなど新たな取組がとても魅力的であり、 評価できる内容だったが、収支計画に関しては、不明瞭な点があった。 指定候補者については、長年に渡り当該施設を適切に管理運営しており、これまでの 事業実績は高く評価できる。また、これまで蓄積した経験やノウハウを活かした収支計 画及び事業計画は、優れた内容となっており、安定的に管理運営ができると判断した。

・横浜市青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)

青少年野外活動センター(道志スポーツ広場)への応募は、現指定管理者の1者のみだったが、これまでの事業実績を踏まえた実現性の高い事業内容となっており、また、道志村の特性を活かした魅力ある事業内容は、高く評価できるものだった。

施設のあり方については、今後検討していく必要があると思うが、老朽化した施設の利用方法を工夫したり、広報活動の充実を図るなどして利用率の向上に努めてほしいと思う。

(3)その他

事務局から、今後の指定管理者指定の手続きについて説明を行った。

<主な質問と意見>

特になし

and the second s	<u> </u>					
	第4回 横浜市青少年施設等指定管理者選定委員会会議録					
日時	平成 22 年 10 月 22 日(金) 午後 6 時 00 分から午後 6 時 30 分まで					
開催場所	市庁舎 8 階 8A会議室					
出席者	犬塚委員長、上坂委員、栗原委員、小松委員(4人)					
山流相	事務局(3人)					
欠席者	石井委員(1人)					
- 	(1)横浜市野島青少年研修センターの指定候補者再審査について					
議題	(2)その他					
開催形態	態非公開					
決定事項	1 議題(1)について 選定期間中に、当該施設の浴場においてレジオネラ属菌が検出されたことについて報告し、再審査の必要の有無について審議。 業務マニュアルの見直しや、衛生管理をしやすいよう設備の改修を実施するなど、再発防止に向けた対策を講じていることから、今回の選定にあたっては、最終審査の結果を尊重し、再審査は行わないことと決定した。 2 議題(2)について 事務局から、今後の指定管理者指定の手続きについて説明を行った。					
	··					

【第1期(H18年度~H22年度)】

〇非公募の理由

青少年施設が、平成 16 年 7 月に策定した「横浜市青少年プラン」において青少年健全育成施設の拠点として位置づけられていること、また、市と連携して青少年健全育成施策を推進することを目的として、平成 17 年 2 月に横浜市青少年育成協会を設立したこと、さらに青少年育成協会の母体となった「横浜市青少年科学普及協会」と「横浜ボランティア協会」がそれまで安定した施設運営の実績があることから、横浜市青少年育成協会が青少年施設の管理運営を行うことが最適であると考え、非公募としました。

○審査の方法

- ・ 横浜市青少年施設指定管理者審査委員会を設置(平成17年6月7日設置)
- 指名型プロポーザル方式による書類審査及び公開ヒアリングを実施(平成17年9月16日)

○評価基準

「横浜市青少年プラン」に沿った青少年育成施策を実施するための事業展開を行うことを目的とし、指定管理者の選定にあたっては、その目的を確実に遂行でき、かつ効率的、効果的に事業を実施し、安定した管理運営ができることを指定管理者の要件とし、資料7-2のとおり、評価項目を設定しました。

【第2期(H23年度~H27年度)】

〇公募の理由

横浜こども科学館は、『横浜市指定管理者制度運用ガイドライン』で定める「非公募」による選定が可能な場合には該当しないため、指定管理者制度の趣旨である「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ること」を踏まえて、横浜こども科学館に求められる条件を考慮に入れながら、公募を行い、民間事業者の参入の機会を広く確保することとしました。

参考:「非公募」による選定が可能なもの

- ① 地域の住民グループによる管理が効果的であると考えられる場合
- ② PFIの選定事業者が、管理運営を含めて一体的に事業を行う場合
- ③ 極めて高度な専門性を要すること、または利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来(当該指定期間内)にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合
- ④ 指定管理者の法人格の変更、何らかの緊急性が有る場合等、非公募とすることにその他の 合理的理由が有る場合

○審査の方法

- 横浜市青少年施設等指定管理者選定委員会を設置(平成22年5月11日設置)
- 公募型プロポーザル方式による書類審査(平成22年8月16日)及びプレゼンテーション(平成22年9月16日)を実施

○評価基準

「かがやけ横浜こども青少年プラン(後期計画)」に沿った青少年育成施策を実施するための事業展開を行うとともに、科学体験の普及・振興を目的とし、指定管理者の選定にあたっては、その目的を確実に遂行でき、かつ効率的、効果的に事業を実施し、安定した管理運営ができることを指定管理者の要件とし、資料7-2のとおり、評価項目を設定しました。

評価項目の比較

第1期 青少年4施設の評価項目

	第Ⅰ期 有少年4.応設の評価 評価項目	内容		11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	(ア)事業実施についての提案	li 1 tr		対応する第2期 評価項目
事業実施	a 指定期間の事業実施の基本指針	指定期間中に実施していく事業の基本となる指針を、「横浜市青少年 プラン」を踏まえたうえで定め記載してください。また、「市民との協働」 「市民の活動への支援」についての基本的な考え方も明示してくださ い。		2
	b 指定期間各年度の具体的な事 業提案	「(ア)a指定期間の実施の基本指針」を前提とし、かつ発展性や継続性を考慮し、指定期間に行う事業の具体的計画を年度ごとに記載してください。また事業ごとに実施目的、対象、具体的内容、実施時期、概算予算などの概要を明示してください。	30点	4,5,7
	c これからの事業企画の立案から 実施への方法、実施体制など	指定管理者として今後事業を立案、実施していくための具体的な手法を、「市民の協働」「市民の活動への支援」に対する視点を踏まえて示して下さい。また、それを実施していく組織内の体制及び他の組織との連携や協力体制等について明示してください。		5,9,11
	(イ)施設運営についての提案			
	a 指定期間の施設運営の基本指 針と達成目標	指定期間中に行う施設運営の基本となる指針を、「横浜青少年プラン」 を踏まえたうえで定め記載してください。また、施設運営において指定 期間中に到達すべき目標を設定してください。		3
	b これからの施設運営の具体的な 方針、実施体制など	指定管理者として今後施設を運営していくための具体的な方針を、利用者へのサービスの提供についての考え方を踏まえて記載してください。また、施設の開館時間、休館日などを具体的に提案し、それらを実現させていく組織内の体制を、職員の担当業務や勤務体制などを含め明示してください。さらに、利用率増加への取組を記載してください。	20点	6,8,11
施	(ウ)施設管理についての提案			
設管理・運営	a 指定期間の施設管理の基本指 針と達成目標	指定期間中に行う施設管理の基本となる指針を定め記載してください。また、施設管理において指定期間中に到達すべき目標を設定してください。		
	b これからの施設管理の実施方 法・提案など	指定管理者として、安全かつ効率的・効果的に施設を管理していくための方法を具体的に提案してください。また、管理業務を外部事業者に委託する場合、その事業者に求める能力と事業者の選定方法について提案してください。	10点	13, 17
	(エ)収支予算及び利用料金につい			
-	a 収支予算の考え方及び各年度 の収支予算書	指定期間を通じた収支予算書作成に当たっての考え方について記載 してください。また、収支予算書を作成しててください。		
	b 利用料金の設定方針と具体的な 提案	各施設は利用料金制を採用します。利用料金を設定するにあたって の方針と具体的な料金について提案してください。	20点	15,16
	c 経費の縮減や外部資金の導入 など積極的な収支予算提案	経費の縮減に努めた点、新たな収入源の確保など収入の増加に努めた点など、積極的に取組んでいる事項について記載してください。		
総合提案	(才)総合提案			
	a 「横浜青少年プラン」における拠点施設として施設が担う役割	横浜市が推進している「横浜市青少年プラン」の拠点施設として、各施設が担うべき役割と4施設が総合的に担う役割について記載してください。また、4施設一体で管理運営することの意義についての、どのように捉えているか示してください。	20点	1
	b 4施設を一体運営していく効果	施設を一体運営することにより生じる効果、各施設で連携することによる効果について、事業実施、組織、経費等の視点から具体的に示してください。		_
合計			100点	

第2期 横浜こども科学館の評価項目

第2	期	横浜こども科学館の評価項目				
		評価項目	内容	評価点	比重	配点
	1	. 基本方針				20
1		(1)施設管理運営の基本的な考え方 ア 役割、課題に対する考え方	横浜市の青少年育成施策の現状と、課題、当該施設の役割を示してください。			
2		イ 管理運営に関する考え方	「かがやけ横浜こども青少年プラン」における子ども・ 青少年の育成施策の推進を踏まえた、当該施設管理 運営の基本方針を示してください。	5	2	10
3		(2)施設管理運営の目標と計画方針	指定期間の達成目標と中期的目標を実現していく計画 方針を示してください。	5	2	10
	2. 事業計画					40
	-	(1)事業実施に関する基本的な考え方				
4		ア 科学体験の普及・振興のための取 組について	科学体験の普及・振興のための具体的な取組を示してください。	5	3	15
(5)		イ 計画的な事業展開について	目標達成に向けて各年度をどのように位置づけ、どのような事業展開を図るのか、具体的な内容を示してください。			
		(2)利用者サービスの向上について				
6		ア 利用者サービス向上のための取組について	利用しやすい工夫や、館内サービス、利用者ニーズへの対応について具体策を示してください。			
7		イ 科学に関する情報の収集、提供、 活用について	科学に関する情報の収集、提供、活用について具体的な内容を示してください。	5	2	10
8		ウ 広報活動・利用促進について	具体的な実施策を示してください。			
9		(3)他機関との連携・協働について	他機関との連携や協働による事業展開を示してください。	5	2	10
※ 10		(4)地域貢献について	地域貢献に関する具体的な実施策を示してください。	5	1	5
	3	. 管理運営 /1) 漂営は制に関するままめた来るま!	-01.7			40
	-	(1)運営体制に関する基本的な考え方にア 効率的かつ安定的な運営体制の	効率的かつ安定的な運営を図るための体制を示してく			
11)		確立	ださい。			
X 12		イ 人材育成について	職員の育成、資質向上のための取組を示してください。	5	3	15
13)		ウ 危機管理への対応について	安全管理、危機管理への具体的な提案と、事故防止に向けた対策を示してください。			
※ ①		エ 個人情報保護に対する取組みについて	具体的な取組を示してください。			
		(2)収支計画について				
15)		ア 収支計画とコスト削減について	指定期間の収支計画を具体的に示して下さい。	5	2	10
16		イ 財務経営状況について	施設を継続的、安定的に運営するための財政的基盤を示してください。			
		(3)施設の維持管理について				
1		ア 施設の維持管理について	施設の保守管理、維持管理を図るために重要と考えていることを示してください。	5	2	10
※ 18		イ 環境への配慮について	地球温暖化対策等、環境に配慮した取組として、どの ような工夫が考えられるか示してください。			
※ 19		(4)モニタリングの実施について	事業評価およびPDCAマネジメント等の事業改善計画 を示してください。	5	1	5
※は、第	2	胡選定において、新たに追加した評	価項目です。			100
			※特記による加点・減点(5)			